

## 国民健康保険税の税率・税額が決まりました

【問合せ先】 課税に関すること：税務課市民税係 ☎内線 113、114、138

納付に関すること：税務課徴収係 ☎内線 115、137

令和2年度における国民健康保険税の税率・税額は次のとおりです。

国の基準の改正により医療給付費分・介護納付金分の課税限度額が引き上げられましたが、その他の税率等は据え置きとなります。

区分	国民健康保険税			概要
	医療給付費分 (税率・額)	後期高齢者 支援金分 (税率・額)	介護納付金分 (税率・額)	
所得割	8.2%	2.5%	1.9%	前年の課税所得金額に対して
均等割額	22,100 円	7,000 円	8,800 円	被保険者 1 人につき
平等割額	19,400 円	6,200 円	4,800 円	1 世帯につき
課税限度額 (下段：前年度)	630,000 円 (610,000 円)	190,000 円	170,000 円 (160,000 円)	年税額の最高限度額

### ○納税が困難な場合

特殊事情により生活が困窮し、本年度の納税が困難な人は、徴収猶予・減免措置などが受けられる場合がありますのでご相談ください。

※減免は、納期限の7日前までに申請が必要です。

## 新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税の減免

☎ 税務課市民税係 ☎内線 113、114、138

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年の収入が減少した世帯は、国民健康保険税が減免になる場合があります。

【対象となる世帯】 次の①②いずれかの条件を満たす世帯が対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響から、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次のア～ウ全てに該当する世帯
  - ア. 世帯の主たる生計維持者の事業収入等が前年収入と比較して30%以上の減少が見込まれること
  - イ. 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
  - ウ. 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得金額が400万円以下であること

【対象となる保険税】 令和2年2月1日～令和3年3月31日までに納期が到来する国民健康保険税

※減免制度をご利用される人は、事前に問合せ先までお電話ください。

減免内容や申請書類は、市ホームページからダウンロードすることが可能です。

## 介護予防・地域支え合いサポーター講座

**問** 長寿介護課内地域包括支援センター ☎内線 192

介護予防による元気な暮らしと、支え合いの地域づくりのためのサポーター養成講座を開催します。お気軽にご参加ください。

### 【対象の人】

市内在住で、健康づくり・介護予防活動に関心がある人。支え合いの地域づくりに関心がある30人程度。

### 【日時】

第1回目 7月15日(水)  
午後1時30分～4時まで  
(全5回予定)

### 【場所】

市民福祉総合プラザ3階

### 【内容】

・老後を元気に過ごすための介護予防講話  
・地域での支え合い活動  
・元気な体づくりのための運動の実践やミニ調理実習

### 【受講料】 無料

**【申込期限】** 7月3日(金)まで

## 新型コロナウイルス感染症の影響に係る介護保険料の減免

**問** 長寿介護課介護保険係 ☎内線 154

新型コロナウイルス感染症の影響により、つぎの要件に該当する65歳以上の人は介護保険料の減免を受けることができます。

**【対象となる被保険者】** ①②のいずれかを満たす人が対象となります。

①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った第1号被保険者

②新型コロナウイルス感染症の影響から、主たる生計維持者が次のア・イのいずれにも該当する第1号被保険者

ア. 事業収入等(事業・不動産・山林・給与)が前年収入と比較して30%以上の減少が見込まれること

イ. 減少が見込まれる事業収入等(事業・不動産・山林・給与)に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

**【対象となる保険料】** 令和2年2月1日～令和3年3月31日までに納期限が到来する介護保険料

※減免制度をご利用される人は、事前に問合せ先までお電話ください。

減免内容や申請書類は、市ホームページからダウンロードすることが可能です。

## 納税の猶予に『特例(特例猶予)』が創設されました！

**問** 税務課徴収係 ☎内線 115・137

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があった人は、1年間、市税等の徴収の猶予を受けることができます。猶予期間中は延滞金はかかりません。担保の提供も不要です。

**【対象となる人】** 次の①②のいずれも満たす人が対象となります。

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る収入が前年に比べて概ね20%以上減少している。

②一時に納税を行うことが困難である。

令和2年2月1日～令和3年1月31日までに納期限が到来する市税・国民健康保険税などすべての税目が対象です。

この猶予制度を利用するには令和2年6月30日、または納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。納税が困難な人は早めに税務課徴収係へご相談ください。

申請書は、市ホームページからダウンロードすることが可能です。